

## 告 示

### 埼玉県告示第三百五十一号

土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を次のとおり指定する。

令和六年四月五日

埼玉県知事 大野 元裕

#### 一 形質変更時要届出区域

別図のとおり（埼玉県和光市新倉八丁目二千五百六十六番四の一部、二千五百六十六番五の一部、二千五百六十七番二の一部、二千五百六十九番一の一部、二千五百六十九番二、二千五百六十九番三の一部、二千五百七十番一の一部、二千五百七十番二の一部、二千五百七十番三、二千五百七十四番三の一部、二千五百九十二番一の一部、二千五百九十二番三の一部及び二千五百九十五番三の一部）

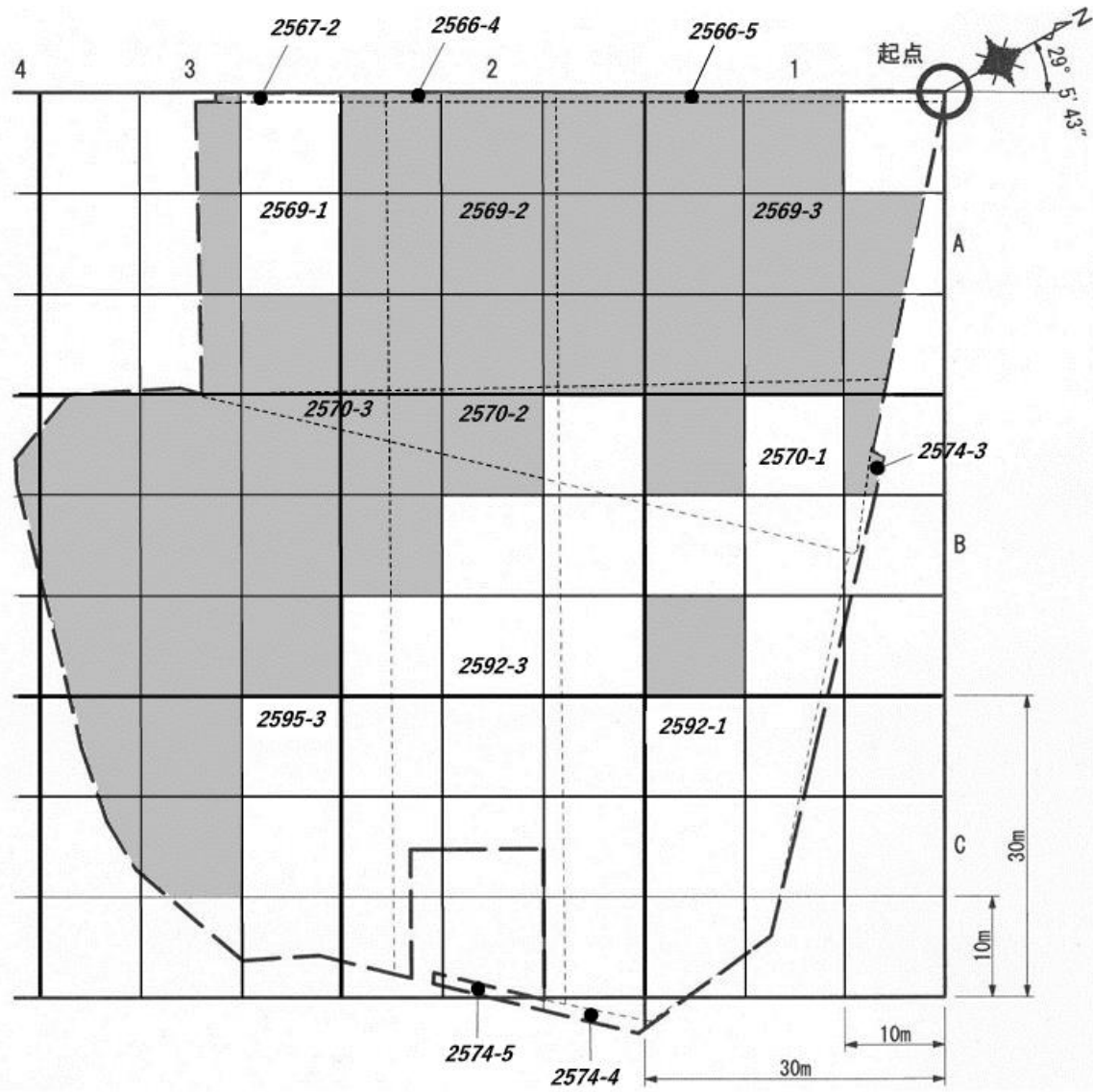
二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類

鉛及びその化合物、砒素及びその化合物並びにふっ素及びその化合物

三 土壤汚染対策法施行規則第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類

鉛及びその化合物

別図



【起点】は、和光市新倉八丁目2566番5の最北端とする。  
 【格子の回転角度（29度5分43秒）】  
 格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として右方向に回転させた角度を示す。

- 形質変更所要届出区域
- 敷地境界
- 地番境界